

## 新しい体制！！

酷暑の候、皆様はいかがお過ごしでしょうか。お見舞い申し上げます。さて、私どもの事務所は本年7月より以下の体制となりましたので、ご報告いたします。今後とも変わらぬお引き立てのほどよろしくお願いいたします。

### (さくら税理士法人)

代表社員所長・公認会計士・税理士  
代表社員筆頭副所長・公認会計士・税理士  
代表社員副所長・公認会計士・税理士

竹内洋一  
大寺健司  
孝志洋平

### (さくら社会保険労務士法人)

代表社員所長・社会保険労務士  
代表社員・社会保険労務士  
代表社員・社会保険労務士

竹内政代  
木村義次  
木村喜美子



(竹内)

### (労働保険事務組合徳島県労務能率協会)

組合長

竹内政代

## 研修会・懇親会へのご案内

### 1. 日時・場所

平成30年9月7日(金)

ホテルクレメント徳島 研修会 14:00 ~ 17:45 4階 クレメントホール西中  
懇親会 18:00 ~ 20:00 3階 金扇(キンセン)

### 2. 研修会(14:00 ~ 17:45)

- ① 『これからの老齢年金 ~年金額が減るって知ってますか~』 (14:05 ~ 15:00)  
講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子 氏
- ② 『改正されて使いやすくなった事業承継税制』 (15:10 ~ 15:55)  
講師 さくら税理士法人 筆頭副所長 公認会計士・税理士 大寺 健司
- ③ 『消費税率アップに向けた対策』 (16:05 ~ 16:35)  
講師 さくら税理士法人 副所長 公認会計士・税理士 孝志 洋平
- ④ 『私の見た本物の政治家~マスコミが報じない政界裏話』 (16:45 ~ 17:45)  
講師 政治アナリスト 伊藤 惇夫 氏



略歴 1972(昭和47)年学習院大学法学部卒業。約20年間の自民党本部勤務を経て、新進党へ。その後、太陽党、民政党、民主党の事務局長に就任。2001年に退任後は、約30年に及ぶ「永田町生活」から得た経験と人脈を生かし、政界のウラ事情を知り尽くした政治アナリストとして新聞やテレビ、ラジオなどでコメントしている。

### 3. 懇親会(18:00 ~ 20:00)

※懇親会のみ参加費が必要となります。

※懇親会ご出席の方には、ホテルより駐車割引券が発行されます。当事務所受付案内へお申し出下さい。

お知らせの方をお誘い合わせのうえ、ご参加頂けますことを  
役職員一同お待ちしております。【要予約】

# 「7月5日から大雨により被害を受けられた皆様方へ」

ご承知のとおり、本年7月5日から大雨は、四国を含む西日本の広域に甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた皆様方に、衷心よりお見舞い申し上げます。

本災害を受け、国税庁ホームページにおいて「7月5日から大雨により被害を受けられた皆様方へ」と題した情報提供がございましたので、概略をご紹介します。

災害により被害を受けた場合には、次のような申告・納税等に係る手続等がありますので、まずは当事務所または最寄りの税務署へご相談ください。

## 1. 申告期限の延長

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき(交通途絶等)は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられる場合があります。

例えば、毎月10日の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、この度の大雨により被災したため期限までに行うことができない場合には、期限の延長(災害による申告、納付等の期限延長申請)を受ける手続きがあります。この手続きは、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、ご相談ください。

## 2. 納税の猶予

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

## 3. 雑損控除または災害減免法

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される(又は徴収された)源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

## 4. 消費税の計算方式の変更

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、消費税の簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることがなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができる場合があります(災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます)。

(大寺)

～ 平成30年8月1日から ～

## 高年齢雇用継続給付の支給限度額・雇用保険の基本手当日額が変更になります。

### 高年齢雇用継続給付の変更

・支給限度額 357,864円 → **359,899円**

### 雇用保険基本手当日額の変更

#### ◆年齢区分に応じた基本手当日額の上限額◆

|            |        |   |               |        |
|------------|--------|---|---------------|--------|
| 60歳以上65歳未満 | 7,042円 | → | <b>7,083円</b> | (+41円) |
| 45歳以上60歳未満 | 8,205円 | → | <b>8,250円</b> | (+45円) |
| 30歳以上45歳未満 | 7,455円 | → | <b>7,495円</b> | (+40円) |
| 30歳未満      | 6,710円 | → | <b>6,750円</b> | (+40円) |

※基本手当日額の下限額は、

1,976円 → **1,984円**(+8円)になります。(岩佐)



### 8月の社会保険労務

|     |                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 10日 | 一括有期事業開始届<br>＜概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事＞<br>(労働基準監督署)                  |
| 31日 | 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)<br>健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告<br>書提出(年金事務所・公共職業安定所) |

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- |                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 個人事業税の納付(第1期分)<br/>納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日</p> <p>2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)<br/>納期限…8月中において市町村の条例で定める日</p> <p>3 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…8月10日</p> <p>4 6月決算法人の確定申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税&gt;<br/>申告期限…8月31日</p> | <p>5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告&lt;消費税・地方消費税&gt; 申告期限…8月31日</p> <p>6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限…8月31日</p> <p>7 12月決算法人の中間申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税&gt;(半期分) 申告期限…8月31日</p> <p>8 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限…8月31日</p> | <p>9 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限…8月31日</p> <p>10 個人事業者の30年分の消費税・地方消費税の中間申告<br/>申告期限…8月31日</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



## 医療係 ～ 旅費交通費Q&A ～

**Q1** 医学会への出張旅費は、必要経費となりますか？ ⇒ ○(なります)

**<解説>** 医学会へのお出張旅費は、医師又は歯科医師としての業務の遂行上直接必要と認められる費用であり、その費用を必要経費として差し支えありません。

**Q2** 医学会が海外で行われたのですが、この場合の出張旅費、滞在費も必要経費となりますか？ ⇒ △(なる場合とならない場合があります)

**<解説>** 医学会が行われる場合には、観光を兼ねたり、家族を同伴したりする場合があります。このような場合、観光費用や家族の旅費についてまで必要経費に計上することはできません。

なお、この場合には、例えば、医学会の日程表などの関係書類を整理保存しておくことが、税務上、経費の過大否認を受けないために必要です。

**Q3** 医師会又は歯科医師会の役員として医学会へ出席しましたが、医師会又は歯科医師会の実費支給額が不足したので自腹を切って負担しました。この場合、自己負担分は必要経費になりますか？ ⇒ △(なる場合とならない場合があります)

**<解説>** 医師会又は歯科医師会の役員として出席する場合は、通常、医師会又は歯科医師会より実費支給等が行われますので、たとえ不足が生じて、その不足負担分は、必要経費として認められません。しかし、医院又は歯科医院の事業遂行上有益な医学会の費用を追加負担したものであれば、必要経費としても差し支えないものと考えます。

(後藤)

## 会計制度 ～ 収益認識に関する会計基準① ～

収益認識に関する会計基準が、平成30年3月に公表されました。実務への適用は原則として平成33年4月1日以後開始事業年度からとなり、適用までまだ時間はあるものの、包括的な収益認識に関する初めての会計基準となっておりますので、その影響は大きいものがあると考えられます。また、同基準の公表に伴って、国が定めている法人税の解釈基準(いわゆる通達)も一部改正されていることから、税務にも大きな影響があると思われます。

ところで、今までの我が国における収益認識基準としては、先月解説した損益計算書原則にある「売上高は、実現主義の原則に従い…実現したもの」という一文のみでありました。この点について、収益認識に関する会計基準においては、その基本原則が以下のように定められています。

「本会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである(基準16)。」

この原則に従って収益を認識するために、既報の通り、以下の5つステップを踏むこととなっています。

- |                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| ① 顧客との契約を識別する     | ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する         |
| ② 契約における履行義務を識別する | ⑤ 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する |
| ③ 取引価格を算定する       |                                |

次回以降で、詳細な内容を解説いたします。

(孝志洋)

## リスマネ委員会 ～ レジャー保険 ～

これから夏休みの時期となり、旅行やレジャーを楽しむ方も増えてくるかと思えます。

ゴルフの時のケガや損害賠償責任、持ち物の損害補償、国内旅行や各種アウトドアスポーツなどのときの不慮のアクシデントに備える保険『レジャー保険』というものをご存知でしょうか。レジャーやスポーツ中のご自身のケガはもちろん、他人にケガを負わせた場合の損害賠償や、避難時の救済者費用も補償されます。

必要なときだけ1日単位で入れるお手軽な保険もあるので、お出かけの前に考えてみてはいかがでしょうか。

### 1日保険の特徴

- ☆ 1日(24時間)単位からお申込が可能
- ☆ 掛け捨てがメインで保険料が安い(300円~/日)
- ☆ 24時間365日いつでもお申込みが可能



※1日単位で加入する場合、2泊3日の旅行など数日間にわたるときは割高になることがあります。また、加入済みの保険(生命保険や傷害保険等)と補償内容が重複する場合もあるので、事前にチェックしてみてください。

(さくらビジネス)

## 資産税係 ～ 平成 30 年分路線価等を公表 ～

7 月 2 日、国税庁から平成 30 年分の路線価図等が HP で公表されました。

都道府県庁所在都市の最高路線価が上昇した都市は 33 都市、横ばいの都市は 13 都市、下落した都市は 1 都市(平成 29 年分は上昇 27 都市、横ばい 16 都市、下落 3 都市)となりました。

徳島市内で見ると、徳島駅前は、1㎡当たり 295 千円(平成 29 年分)から変わっていませんが、当社のある佐古五番町から国道 192 号線に通ずる路線は、1㎡当たり 67 千円(平成 29 年分)から 68 千円(平成 30 年分)へと上昇しております。

ご自身の所有されている土地の評価額を見直してみてもいかがでしょうか。

(坂田)

## 税務Q&A ～ 損害賠償金に消費税ってかかるの? ～

被った損害に対して支払われる損害賠償金は、一般的には対価性がないので消費税はかかりません。

しかし、損害賠償金であっても実質的に売買代金や貸付料など同様の性格を有する場合には課税の対象となります。

収用の場合、所有権その他の権利を収用され、かつ、当該権利を取得する者から当該権利の消滅に係る補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとみなされて課税の対象となります。しかし、建物等の移転に係る費用や建物等の取り壊し費用の補填に充てるために交付される保証金、収益補償金、経費補償金等は課税の対象とはなりません。

(岸上)



## 四国税理士会 事務所職員永年勤続者表彰



さくら税理士法人 原田 茜

この度四国税理士会より 10 年の永年勤続表彰を頂きました。この表彰は、私にとって身に余る栄誉であるだけでなく、この 10 年を振り返る良い機会となりました。

入社以来、多くの人たちと出会いました。上司や先輩の諸氏、同輩や後輩の皆さん、そして顧問先の皆様。たくさんの人たちから多くのことを教わり、さまざまな経験をさせてもらいました。今の私があるのは、皆様のお蔭だと思っております。

しかし、勤続 10 年はまだ道半ばです。これからも人との絆を大切に、これから起こる新しい出会いに期待して、仕事に頑張ってまいります。

さくら税理士法人 北沢 宏樹

四国税理士会より、5 年表彰を頂きました。

私のようなネガティブ志向の人間が 5 年以上続けてこられたのも、個性豊かな先輩・後輩皆様の明るさに支えられての事だと思っております。少しずつでも皆様に恩返しが出来ればと思っておりますので、今後とも、宜しくお願い致します。

## 『一日公庫』のご案内

in さくら税理士法人

◆開催日時：平成30年 8月8日(水)

10:00～16:00

この度日本政策金融公庫と連携し、当事務所にて、上記の日程で「一日公庫」を開催いたします。【要予約】

## 夏季休業のお知らせ

当事務所では、**8月11日(土)から15日(水)まで**夏季休業とさせていただきます。

何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181